

子ども医療費給付事業についてのよくある質問

《共通》

Q 1 すべての医療費が助成の対象となりますか？

A 医療費助成の対象となるのは、保険診療分の自己負担分です。保険適用外診療（予防注射、検診、薬の容器代、室料の差額等）及び入院時食事療養費、非紹介患者初診料（紹介状なしの初診料）は給付の対象とならないため、自己負担となります。

Q 2 受給資格証を医療機関に提示できなかったのですが？

A 提示できず医療費の支払いをした場合は、市役所の窓口へ領収書（ひと月分をまとめて）、受給資格証、保険証、印鑑（スタンプ印不可）を持参して、診療月の翌月から2年以内に申請してください。

Q 3 受給資格証を提示したのに、医療費を徴収されたのですが？

A 保険適用外診療分はありませんか？保険適用外診療分は給付の対象外です。
また、現物給付の実施は県内の医療機関のみですが、県内でも現物給付非対応の医療機関（接骨院や整骨院等）では医療費を徴収されます。
なお、入院時に「限度額適用認定証」を提示できなかった場合も現物給付とはなりません。

Q 4 受給資格証の有効期限が近づいてきたのですが、更新の手続きは必要ですか？

A 【中学生以下のお子様の場合】

毎年お子様の誕生月（1日生まれは前月）と小学校入学直前の3月が更新月となりますが、窓口での手続きは必要ありません。市が保護者の同意に基づき所得を確認し、所得制限を超えていなければ新しい資格証を送付します。所得制限を超えていた場合、却下通知書を送付しますので、今後、保険診療分の自己負担分を医療機関にお支払いください。

【高校生のお子様の場合】

自動更新はありません。有効期限が切れた場合は再度資格証の交付申請をするか、医療機関窓口にて医療費を支払った後、Q2の手続きを行ってください。

Q 5 前に所得制限を超えてしまい、助成の対象とならなかったのですが、再確認することは可能ですか？

A 可能です。毎年7月に新しい年度の所得状況を確認できますので、7月1日以降に窓口にお越しいただければ所得の確認ができます。再確認時、所得制限を超えていなかった場合は、申請した月の初日から助成の対象となります（お電話での対象の可否についてはお答えできませんので、再確認時は窓口までお越しください）。

Q 6 保険証が変わったのですが？／受給資格証を紛失・汚損したのですが？

A 手続きが必要です。保険証、受給資格証を持参し窓口へおいでください。

※附加給付金、高額療養費の詳細に関しては、ご加入の保険者へお問い合わせください。

転出日以降は十和田市からの**助成対象外**となりますので、もし返却せずに転出した場合は、受給資格証を使用しないでください。転出後に受給資格証を使用して受診した医療費は後目請求させていただきます。

また、国民健康保険の方は、十和田市役所本館1階国民健康保険課で申請できます。

A 窓口負担分は、「高額療養費分（保険者で給付する額）」と「本人負担分（市で給付する額）」を合わせた額となりますが、その境目を決定するのは各保険者です。「限度額適用認定証」は、その区分を証明するものです。限度額適用認定証がないと、病院及び市では窓口負担分の境目がわからず、正しい請求及び給付ができないためです。

